

_____ JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. _____

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の グリーンファイナンス・フレームワークに Green 1(F)を付与

評価対象： 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

1. 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の概要

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、リースを中心とする総合ファイナンス会社で、住信・松下フィナンシャルサービスと住信リースの合併により 2010 年 4 月に発足した。株主構成をみると、三井住友信託銀行が 84.9%（連結子会社）、パナソニックが 15.1%（持分法適用関連会社）を出資している。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは両株主グループの事業戦略上、重要な位置を占めており、資本、人事、営業、資金調達の各面で両株主との関係は密接である。三井住友信託銀行グループの中では、中核子会社として銀行と異なるサービスメニューの提供や連結利益への貢献が期待されている。また、パナソニックグループの中では、国内のファイナンス会社として、グループの設備投資案件やパナソニックショップ（パナソニック家電の専門店）におけるクレジットを取り扱っている。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの事業ポートフォリオは、法人向けのホールセール事業、バンダーリース事業と、個人向けの専門店事業、リテールファイナンス事業の 4 つから構成され、大企業および中小企業法人から個人まで幅広い顧客基盤を有するなど、収益特性、リスク特性の面で多様化されている。

2. 三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのサステナビリティ戦略

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、三井住友トラスト・グループ全体の方針に基づきサステナビリティ方針を策定している。グループの一員として、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、持続可能な社会の構築に積極的に貢献することが社会的責任であると考え、社会とともに同社自身の持続可能性を高め、企業価値の向上を目指すとしている。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、事業企画部内にて環境関連を中心としたプロダクト部門を設置し、取り組みを進めている。再生可能エネルギーを含めた環境分野におけるファイナンス・スキームの組成については、プロダクト推進部が担当し、中長期的な ESG 施策の企画立案については企画部 ESG 推進課、環境配慮の取り組みについては、企画部総務課がそれぞれ主体となって活動を推進している。また、三井住友トラスト・グループ内においては、三井住友信託銀行のサステナビリティに関する専門のチームと密接に連携し、新たな事業に関して実証段階におけるファイナンス機能の提供の他、社外の環境に資する関連団体との連携についても検討を進めている等、社内外の専門知識を積極的に活用する体制が構築されている。

今般の評価対象は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスがグリーンボンドまたはグリーンローン（グリーンファイナンス）により調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが本フレームワークで定めた適格基準は、同社が属する三井住友トラスト・グループの ESG 金融における強み及びパナソニックグループの省エネ技術に係る知見を活かした環境性能の高いアセットに絞られていると評価している。また、同社の特性を生かしたリース等ファイナンスにより、顧客が費用を平準化しながら環境に配慮した設備・建物・車両、再生可能エネルギー施設等の導入を図ることが可能となり、環境課題解決に大きく貢献するものであると評価している。また、プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制および発行後レポーティング体制等についても適切に構築され、透明性が高いと評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を“Green 1(F)”とした。評価結果は次章にて詳述する。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン⁴」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

¹ グリーンボンド原則 2021 年版
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>

² グリーンローン原則 2021 年版
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

³ グリーンボンドガイドライン 2020 年版
[https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf\(pp.14-47\)](https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf(pp.14-47))

⁴ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版
[https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf\(pp.48-89\)](https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf(pp.48-89))

第2章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークから実行されるグリーンファイナンスの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について内部の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

<資金使途にかかる本フレームワーク>

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、本フレームワークにおいて、資金使途を以下の通り定めている。

分類	適格クライテリア
① エネルギー効率	<p>以下の約 30% 程度の省エネ効率が図れる設備導入及び入替にかかるファイナンス及びリファイナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LED ライト ・ コージェネシステム(化石由来除く) ・ 自動販売機 ・ 冷凍・冷蔵設備 ・ エコキュート等の省エネルギー設備 <p>ハイブリッド油圧ショベル及び電動化建機等のファイナンス及びリファイナンス</p>
② 再生可能エネルギー	<p>以下再生可能エネルギーの施設及び設備の設置を主な目的とした資金のファイナンス及びリファイナンス。いずれも環境アセスメント要件を満たしていることを前提とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス発電(持続可能性が確認されたもの又は廃物由来であることが確認されたものに限る) ・ 水力発電(以下の小水力発電に限る) 小水力(10,000kW以下)・ミニ水力(1,000kW以下)・マイクロ水力(100kW以下)
③ 汚染の防止および管理	<p>工場及び船舶等における排水ろ過設備等の導入・改修に伴う設備購入・改修費用及び工事費用のファイナンス及びリファイナンス。具体的には下記を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バラスト処理装置 ・ スクラバー ・ 工場の排水施設

④クリーン輸送	モーダルシフトに資する取組みのファイナンス及びリファイナンス ・ 鉄道車両の導入等 ・ EV、FCV、ハイブリッド(CO2 排出量 50 g-CO2/km・人 以下)車輛の導入等
⑤グリーンビルディング	以下、第三者認証機関の認証/再認証のいずれかを取得済みもしくは取得予定の建物の構築・取得に伴うファイナンス及びリファイナンス ・ DBJ Green Building 認証における 3 つ星・4 つ星・5 つ星 ・ BELS 認証における 3 つ星・4 つ星・5 つ星 ・ CASBEE 建築不動産評価認証における B+ランク・A ランク・S ランク

<本フレームワークに対する JCR の評価>

分類 1: エネルギー効率

資金使途分類 1 は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスがファイナンスまたはリファイナンスするエネルギー効率の高い設備及び高効率なハイブリッド油圧ショベルおよび電動化建機等である。資金使途 1 は、グリーンボンド原則における「エネルギー効率」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「省エネに関する事業」に該当する。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、気候変動問題の解決に資するソリューション事業を展開している。本資金使途は、公共施設や民間施設などにおける省エネ機器の導入、徹底した省エネルギーの推進をリースやさまざまなファイナンスを通じてサポートすることを目途とした使途である。企業がオフィス全体の省エネルギー化を図るための設備投資をする場合に、高額な設備投資費用が当初に発生するが、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのリースを活用してもらうことにより、これら企業のコストの平準化を図り導入当初の費用負担軽減に資する機能を担っている。同社は、親会社である三井住友トラスト・グループの金融におけるノウハウと、パナソニックグループのエネルギー効率の高い機器に係るノウハウやネットワークを生かした連携とさまざまな補助金の活用、省エネ診断、省エネ対策検討、省エネ機器選定、補助金申請、資金調達からメンテナンスまで、顧客のニーズに合わせたワンストップサービスを提供できる点を強みとしている。

具体的な省エネ機器としては、LED ライトへの交換、化石由来を除くコージェネシステムの導入、高効率な自動販売機、冷凍・冷蔵設備、エコキュート等の省エネルギー設備のうち、いずれも 30% 程度のエネルギー効率の改善が見込まれる商品に対するリースまたはファイナンス等、及びハイブリッド油圧ショベル及び電動化建機等のファイナンス及びリファイナンスを適格クライテリアとして定めている。同社の定める適格クライテリアは、定量的なエネルギー効率の改善率が明確に投資家に示されており、気候変動への緩和に取り組む顧客のエネルギー使用量の削減に貢献する設備等を対象としていると JCR では評価している。

分類 2: 再生可能エネルギー

資金使途分類 2 は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスがファイナンスまたはリファイナンスする再生可能エネルギー施設である。資金使途 2 は、グリーンボンド原則における「再生可能エネルギー」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、様々な再生可能エネルギー導入においても、リースその他のファイナンスを通じて、顧客の費用負担の平準化に寄与している。

資金使途のうち、太陽光発電について、特にメガソーラー建設資金の初期投資額を抑え、太陽光発電事業のスムーズな立ち上げを支援するものである。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、新規に建設する太陽光発電設備だけでなく、運用開始後（稼働中）の太陽光発電設備の譲渡案件（セカンダリー）においてもリース方式でのファイナンスを提供している。発電容量については、さまざまであるが、メーカー、EPC(設計、調達、建設)事業者との連携によって太陽光発電設備の導入に関するトータルサポートを提供している。

水力発電については、小水力(10,000kW 以下)、ミニ水力(1,000kW 以下)、マイクロ水力(100kW 以下)を適格クライテリアとしている。これまでの導入実績として、水道施設のうち、自然流下の未利用落差、ポンプ圧送の余剰圧、減圧弁などによる減圧といった利用をせずに開放しているエネルギーの有効活用を企図したマイクロ水力発電システムがある。また、河川や農業用水路など地域にある供給性に優れた水力エネルギーを利用した小水力発電事業を地域金融機関とも連携した取り組みで実現するなど、地方創生にも貢献している。我が国の水力発電のポテンシャルについては、河川の流れ込み式落差、使用されなくなった農業用水路、水道施設における未利用エネルギー等、個別の発電容量としては大規模水力に比して微小ながら、電力の地産地消に資する開発余力が相応にあり、リース機能等のファイナンス・サポートにより、これらの開発促進が期待される。

バイオマスガス発電は、食品廃棄物、家畜の糞尿、汚水・下水から生じる有機汚泥などの有機廃棄物を発酵させて可燃性ガス（主にメタン）を取り出しそれを燃料にして発電するシステムである。バイオマスガス発電は、廃棄物等の有効活用による発電で売電を行うほか、食品リサイクル法でも一定の要件のもとで熱回収が認められており、熱と電気双方が有効活用できる発電方法であるほか、廃棄物発生量を抑制し、廃棄物処理コストを削減することが期待できる。また、発酵後の消化液の肥料としての二次利用を行うなど、資源の有効活用にも資する取り組みである。

風力発電は、環境影響評価の手続きが煩雑で開発から商業運転開始まで長期間を有することから、他国に比して開発が遅れている分野である。同分野における開発も、リース等のファイナンスによる後押しによって、今後さらなる開発が期待される。

分類 3: 汚染の防止および管理

資金使途分類 3 は、工場及び船舶等における排水ろ過設備等の導入・改修に伴う設備購入・改修費用及び工事費用のファイナンス及びリファイナンスであり、河川及び海洋の水質汚染防止に資するものである。資金使途 3 は、グリーンボンド原則における「汚染の防止および管理」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「汚染の防止および管理に関する事業」に該当する。

バラスト水とは船舶がバランスを保持するための海水のことである。空荷となった貨物船の出航時に出発港の海水が積み込まれ、荷積み港で船外に排出される。これによって有害な微生物や細菌の越境移動に伴う生態系の変化が懸念されるが、バラスト水処理装置はバラスト水に処理を施すことでこうした越境移動を防ぐ装置である。

SO_x スクラバーは、船舶の燃料使用に伴い排出される硫黄酸化物を除去する装置である。本装置導入によって SO_x 排出量が 86%削減され、大気汚染防止効果が期待される。なお、「1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書」（「MARPOL 条約」）では 2020 年以降

SO_x 排出量の規制が引き上げられており⁵、規制をクリアするには、低硫黄の燃料を使用するか、スクラバー装置の設置が必要となる。

工場の排水ろ過設備については、各自治体の工場排水基準等を遵守する際に必要となる設備である。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、法人向けホールセール事業の中で、これらの設備に係るリース等を行っている。

分類 4: クリーン輸送

資金使途分類 4 は、モーダルシフトに資する取組みのファイナンス及びリファイナンスである。資金使途 4 は、グリーンボンド原則における「クリーンな運輸」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、車両に係るファイナンス・スキームとして、以下のメニューを備えている。

- ・ ファイナンス・リース（所有時の煩雑な手続きの軽減・資金の効率的活用）
- ・ オペレーティング・リース（リース期間の柔軟な設定による総投資額の軽減可能）
- ・ セール&リースバック（所有資産の売却により手元資金の確保を実現）
- ・ 購入選択権付きリース（物件残価を設定、初期投資を軽減）
- ・ 割賦販売（物件の耐用年数に拠らず分割期間の自由な設定）

顧客のニーズに合わせた様々なサポート形態で提供する車両のうち、本資金使途においては、グローバルな基準に比してもグリーン適格と考え得る水準にある電気自動車（EV、FCV、HV(50g-CO₂/km・人)やモーダルシフトに資する鉄道車両等、明確な適格クライテリアを設定しており、環境改善効果の高い車両等に絞られていると JCR は評価している。

分類 5: グリーンビルディング

資金使途分類 5 は、環境改善効果の認められる水準にある環境認証を取得した建物に対するリース等のファイナンス及びリファイナンスである。本資金使途は、グリーンボンド原則における「地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの属する三井住友トラスト・グループは、不動産分野において強みを有しており、そのネットワークと知見を活かし、同社では不動産・建物リースを展開している。具体的なファイナンス・スキームとしては、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが事業用借地権にて地主から土地を借り受け、顧客の要望に応じた仕様の建物を建築し、お客さまに一括賃貸するリース契約である。建物建築の初期投資が大幅に軽減できることから、大型の建物、例えば、ショッピングセンター、郊外のロードサイド店舗などの商業用建物や物流倉庫に活用されている。

このうち、本フレームワークで適格クライテリアとしているのは、環境改善効果が高い水準にあると判断される有効な環境認証を取得した建物に係るリース等である。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが設定した適格クライテリアは、以下の環境認証の定義に鑑み、環境改善効果の高い建物のみを対象としていると JCR は評価している。

⁵ 2019 年までは燃料中の硫黄分濃度の規制値は 3.5%であったが、2020 年以降は 0.5%まで強化されている。

①DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。

「Ecology（環境）」、「Amenity（快適性） & Risk Management（防犯・防災）」「Community（地域・景観） & Partnership（ステークホルダーとの連携）」の3つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCRは本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国または国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約20%と想定されている⁶。さらに、3つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位10%（5つ星）、上位30%（4つ星）、上位60%（3つ星）の集合体を対象としている。したがって、JCRは三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの資金使途が、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

②BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)

BELSとは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能および一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は星の数で表され、BEI（Building Energy Index）によって1つから5つにランク分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。1つ星は既存の省エネ基準、2つ星は省エネ基準、3つ星は誘導基準を満たしている。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが適格としたBELSにおける3つ星以上の建物は、誘導基準以上の省エネ性能（非住宅：BEI値0.8以下）を有することとなり、資金使途として適切であるとJCRは考えている。

③CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEEとは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001年4月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。

⁶ 「DBJ Green Building 認証 評価項目の改正および公開について」(2019年2月 DBJ Green Building 認証ウェブサイト)

評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の環境品質 (Q=Quality) と建築物の環境負荷 (L=Load) の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE (建築物の環境効率) の値によって行われる。評価結果は、S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B- ランク (やや劣る)、C ランク (劣る)、の 5 段階 (CASBEE-不動産は S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B ランク (必須項目を満足) の 4 段階) に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、CASBEE-建築においては BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

b. 環境に対する負の影響について

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、各プロジェクトについて、環境に与えるネガティブな影響として想定されるリスクの確認とその緩和策を、顧客や事業者または同社を通じて実施している。JCR では、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスに対するヒアリングおよび関連資料の確認により、適切な対応策が講じられる体制となっていることを確認した。

- ・ 事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・ 事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
- ・ 同社の環境方針に沿った資材調達、環境負荷物質への対応、廃棄物管理

c. SDGs との整合性について

JCR は、本フレームワークを通じて実現されるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。

[分類 1 : エネルギー効率、分類 5 : グリーンビルディング]



目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9 : 産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気、水質および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

[分類 2：再生可能エネルギー]



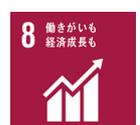
目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。



目標 12：作る責任、使う責任

ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

[分類 3：汚染の防止及び管理]



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 14：海の豊かさを守ろう

ターゲット 14.1 2025 年までに、海洋のゴミや栄養素汚染を含む、あらゆる種類の海洋汚染、とりわけ陸上活動からの汚染を防止しそして大幅に減らす。

[分類 4：クリーン輸送]



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

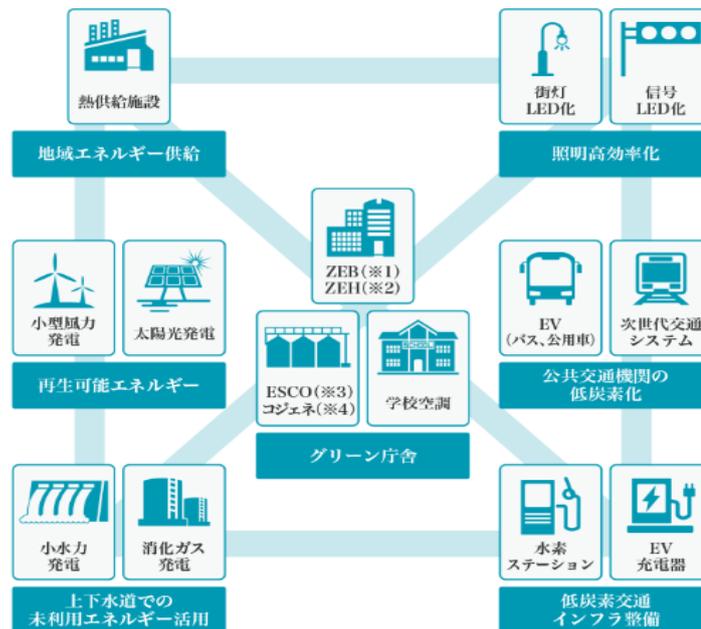
(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

<グリーンファイナンス実行の目標にかかるフレームワーク>

■ 気候変動対策への支援

三井住友トラスト・グループでは、気候変動問題への対応が持続可能な社会の構築にとって重要な課題と認識しており、気候変動問題の解決に資するソリューション事業を展開しています。当社では、公共施設や民間施設などにおける省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの導入、徹底した省エネルギーの推進をリースやさまざまなファイナンスメニューでサポートしています。



(※1) ZEB：Net Zero Energy Building の略称。建築構造や設備の省エネルギー、再生可能エネルギー、未利用エネルギーや地域内でのエネルギーの面的（相互）利用の対策をうまく組み合わせることにより、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいは、おおむねゼロとなる建築物。

(※2) ZEH：Net Zero Energy House の略称。高い断熱性と省エネ設備で消費エネルギーを減らし、太陽光発電などで消費エネルギーと同等以上のエネルギーを創ることで、エネルギー収支をゼロ以下にする住宅。

(※3) ESCO：Energy Service Company の略称で、省エネ設備の導入から保守・管理までを包括的に受託し、省エネサービスを提供する事業。

(※4) コージェネ：コージェネレーションの略称。コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

JCR は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）の中で環境に関する方針を定め、その実践にあたって様々な施策を積極的に実施していることを確認した。また、本フレームワークで定められた資金使途は、脱炭素化および資源循環の環境要素に資する事業であることを確認した。以上より、本フレームワークで対象としている事業は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのサステナビリティ方針および環境活動と整合的であると JCR は評価している。

b. 選定基準

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスにおける資金使途の選定基準は、評価フェーズ 1 に記載の通りであり、JCR では、前述の選定基準について、いずれも地球温暖化の抑制や汚染の防止として意義の高いプロジェクトを対象とした水準であると評価している。

c. プロセス

<選定プロセスにかかるフレームワーク>

グリーンボンド又はグリーンローンの資金使途となるプロジェクトは、当社サステナビリティ方針に基づき選定されます。当社事業企画部が対象となるプロジェクトを選定し、選定されたプロジェクトの適格クライテリアへの適合性を企画部が評価します。そして、財務部担当役員及び企画担当役員が、上記プロセスを経て選定された適格プロジェクトについて総合的に分析・検討した上で最終決定を行います。その結果については、経営会議に報告されます。また、プロジェクト選定基準と選定プロセスは当社ウェブサイトで開示予定です。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのグリーンボンドまたはグリーンローンの選定のプロセスでは、事業企画部が対象のプロジェクトを選定し、本フレームワークに基づいて適合クライテリアの適合性を経営企画課と ESG 推進課にて評価の上、環境面での便益が見込まれる事業を抽出していること、また担当役員の承認後に経営会議へ上申していることから、適切な選定プロセスが構築されている。

本フレームワークに定められている三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの目標、選定基準、プロセスは、適切に構築されている。また、本フレームワークに基づくグリーンファイナンス実行時に、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスはプレスリリース、JCR から提供する本評価レポートを通じてこれらの基準やプロセスを投資家に対して開示予定であり、透明性は確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンファイナンスの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンファイナンスにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかるフレームワーク>

当社財務部が、グリーンボンド又はグリーンローンによる調達資金の全額が、適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当されるように管理ファイルを用いて充当と管理を行います。財務部は年度毎に一度、所定の手法により資金の充当状況を確認します。対象プロジェクトへの充当額がグリーンボンド又はグリーンローン残高を下回った場合は、新たに適格クライテリアを満たすプロジェクトを選定し再充当します。

追跡管理の手法に関しては、財務部長によって確認を受けます。また、財務部にて実施している業務については外部監査法人による監査対象となる予定です。

グリーンボンド又はグリーンローンによる調達資金が適格クライテリアを満たすプロジェクトへの支出に充当されるまでの間、調達資金は現金又は現金等価物として管理します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

調達資金の資金管理は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの財務部が管理ファイルを用いて行う。資金の管理・運用にあたっては財務部長による承認が行われた上で、経営会議へ報告される。グリーンファイナンスによる調達資金は、充当されるまでの間は現金または現金同等物にて管理される。

グリーンファイナンスによる調達資金は適格クライテリアを満たすプロジェクトへの新規投資または当該資金のリファイナンスに充当される。調達資金の充当対象について充当後に売却や価値の著しい毀損等が生じ、未充当資金が発生した場合には、適格クライテリアを満たす他の充当対象への再充当を行う。

グリーンファイナンスによる調達資金の資金管理については内部監査室および外部の監査法人によって監査が行われる予定であり、内部統制にかかる体制が構築されている。また、グリーンファイナンスの資金管理に関する帳票等については、グリーンファイナンスの償還・返済およびそれ以降の十分な期間にわたって保存される体制が整備されている。

以上から、JCR では三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの資金管理についての妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポート体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して行われるグリーンファイナンスの実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポートにかかるフレームワーク>

1. 資金充当レポート

グリーンボンド又はグリーンローンによる調達資金がプロジェクトに全額充当されるまで、年次で、以下の内容を当社ウェブサイト上で開示予定です。

- ・ 資金の充当計画
- ・ 充当した資金の額
- ・ 未充当資金の概算額、充当予定時期および未充当期間の運用方法
- ・ リファイナンスに充当した場合の概算額または割合

なお、調達資金の全額充当後、以下①エネルギー効率を除くアセットが継続使用されなくなった場合又は事故により復旧困難な場合等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

2. インパクト・レポート

グリーンボンド及びグリーンローンの発行残高がある限り、環境への効果として下記内容について年次で、当社ウェブサイト上で開示予定です。

分類	インパクト・レポート指標例
①エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の概要、機器数 ・ 建機数 ・ CO2 排出削減相当量あるいはエネルギー削減率
②再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 排出削減相当量 ・ 年間の発電量相当量（年間発電容量）
③汚染防止および管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の概要（規模や機器数） ・ 汚染防止が見込まれる内容
④クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間 CO2 排出削減相当量
⑤グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象物件のグリーン認証概要

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポート

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、グリーンファイナンスで調達した資金の充当状況について年次でウェブサイト上にて開示する予定である。調達資金の充当対象に滅失等の大き

な変動が生じ、未充当資金が発生した場合も同様にその内容をウェブサイトを開示する予定である。JCRでは、資金の充当状況にかかるレポーティングは適切であると評価している。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、環境改善効果にかかるレポーティング項目として、本フレームワークに記載の内容をウェブサイトにて年次で開示することを予定している。レポーティング内容は、環境改善効果については具体的かつ定量的なデータを含むものである。JCRは本レポーティング計画に定める開示項目および開示頻度について、環境改善効果にかかる指標が十分開示される予定であり、適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、グリーンファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

三井住友トラスト・グループでは、経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、行動規範（バリュー）に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすとしている。グループ全体の方針に基づき、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスはサステナビリティ方針を策定している。三井住友トラスト・グループの一員として、受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、持続可能な社会の構築に積極的に貢献することが社会的責任であると考え、社会とともに同社自身の持続可能性を高め、企業価値の向上を目指すとしている。

社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）



（出所：三井住友トラスト・パナソニックファイナンス Web サイト）

また、三井住友トラスト・グループにおける三井住友信託銀行では、2021年度から2030年度までの10年間で累計5兆円（うち環境分野3兆円）を取り組む「サステナブルファイナンス長期目標」を策定しており、環境分野や社会分野に対する積極的な資金供給を通じ、気候変動をはじめとする環境・社会課題を解決し、お客さまとともに持続可能な社会の実現に貢献するとしている。グループとしてのサステナブルファイナンス目標設定についても今後検討するとし、本フレームワークにおけるグリーンファイナンス実行の取り組みは、グループ全体の取り組みのさらなるサステナブルファイナンスの推進に貢献するものである。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスはまた、グループ全体において気候変動問題の解決に資するソリューション事業を展開する上で、公共施設や民間施設などにおける省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進をリースやさまざまなファイナンスメニューによる支援を

行っている。特に、同社において契約実行高が最大規模のホールセール事業においては、法人向けリース・割賦、ファイナンス等の取引を行う上で、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーへのファイナンスや、環境認証を取得した不動産のリース等を今後も拡大していくとしている。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、事業企画部内にて環境関連を中心としたプロダクトの部門を設置し、取り組みを進めている。再生可能エネルギーを含めた環境分野におけるファイナンス・スキームの組成については、プロダクト推進部が担当し、中長期的な ESG 施策の企画立案については企画部 ESG 推進課、環境配慮の取り組みについては、企画部総務課がそれぞれ主体となって活動を推進している。また、三井住友トラスト・グループ内においては、三井住友信託銀行のサステナビリティに関する専門のチームと密接に連携し、新たな事業に関して実証段階におけるファイナンス・スキームの提供の他、社外の環境に資する関連団体との連携についても検討を進めている等、社内外の専門知識を積極的に活用する体制が構築されている。

以上より、経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する社内外の専門家が組織としてサステナビリティに関する取り組みに関与していると JCR では評価している。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green1(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g2(F)	Green2(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g3(F)	Green3(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green4(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green5(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体/借入人：三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

【新規】

対象	評価
グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 : Green 1(F) グリーン性評価 : g1(F) 管理・運営・透明性評価 : m1(F)

(担当) 梶原 敦子・山内 崇裕

本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・境界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検閲機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル